

議案第45号

安曇野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

安曇野市消防団員等公務災害補償条例（平成17年安曇野市条例第219号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）に」に改め、同項第2号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第3項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則第3条の4第5項第2号及び第6項並びに附則第4条第7項第2号及び第8項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表中「12,400」を「12,440」に、「13,300」を「13,320」に、「10,600」を「10,670」に、「11,500」を「11,550」に、「8,800」を「8,900」に、「9,700」を「9,790」に改め、同表備考1中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の安曇野市消防団員等公務災害補償条例の規定は、令和2年4月1日以後に支給すべき事由の生じた損害補償から適用する。

令和2年6月1日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

安曇野市税条例の一部を改正する条例

(安曇野市税条例の一部改正)

第1条 安曇野市税条例(平成17年安曇野市条例第81号)の一部を次のように改正する。

附則第10条中「第15条の3の2までの」を「第15条の3の2まで、第61条又は第62条の」に、「第15条の3の2まで」を「第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」に改める。

附則第10条の2に次の1項を加える。

18 法附則第62条に規定する条例で定める割合は、零とする。

附則第10条の4中「法附則第15条第41項」を「法附則第15条第41項及び法附則第62条第1項」に、「同項」を「、それぞれ」に改める。

附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第23条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

第2条 安曇野市税条例の一部を次のように改正する。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第18項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第24条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

令和2年6月1日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第47号

安曇野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例

安曇野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年  
安曇野市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項に規定する中核  
市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年6月1日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第48号

安曇野市介護保険条例の一部を改正する条例

安曇野市介護保険条例（平成17年安曇野市条例第138号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「令和元年度及び」を削り、「25,650円」を「20,520円」に改め、同条第3項中「令和元年度及び」を削り、「39,330円」を「34,200円」に改め、同条第4項中「令和元年度及び」を削り、「49,590円」を「47,880円」に改める。

第11条第2項中「前7日」を削る。

第25条中「この法律」を「法」に改める。

附則に次の1項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に係る減免の特例）

- 7 令和3年3月31日までの間、第11条第1項第5号の減免に係る申請であって、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症の影響によるもの（令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限の到来する令和元年度及び令和2年度の保険料について行うものに限る。）は、第11条第2項の規定にかかわらず、市長が規則で定める方法によるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第2条第2項から第4項までの規定は、令和2年度分以後の保険料率について適用し、令和元年度分までの保険料率については、なお従前の例による。

令和2年6月1日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第49号

安曇野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

安曇野市国民健康保険条例（平成17年安曇野市条例第136号）の一部を次のように改正する。

目次中「第8条」を「第8条の2」に改める。

第4章中第8条の次に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第8条の2 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

4 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において、給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

5 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときは、その額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額

を支給額から控除する。

6 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第8条の2の規定は、当該傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

令和2年6月1日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第50号

安曇野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

安曇野市国民健康保険税条例（平成17年安曇野市条例第137号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に係る減免の特例）

22 令和3年3月31日までの間、第21条第1項第3号の減免に係る申請であって、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症の影響による所得の減少に伴うもの（令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限の到来する令和元年度及び令和2年度の国民健康保険税について行うものに限る。）は、第21条第2項の規定にかかわらず、市長が規則で定める方法によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年6月1日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘



議案第51号

安曇野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

安曇野市後期高齢者医療に関する条例（平成20年安曇野市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 広域連合条例附則第5条に規定する傷病手当金の支給に係る申請の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年6月1日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第52号

安曇野市交流学習センター条例の一部を改正する条例

安曇野市交流学習センター条例（平成21年安曇野市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第13条を第20条とし、第12条を第19条とする。

第11条中「前条第1項」を「第14条第2項若しくは第3項の規定により利用を禁止されたとき、若しくは第15条」に、「第5条第1項」を「第7条第1項」に改め、「、若しくは同条第2項の規定により利用を禁止されたとき」を削り、同条を第18条とする。

第10条第1項中「第5条第1項」を「第7条第1項」に、「同項の」を「当該」に改め、同項後段を削り、同項第1号中「第5条第3項」を「第7条第3項」に改め、同項第3号中「センターの」を「当該」に改め、同項第4号中「使用料」の次に「（安曇野市豊科交流学習センターにあっては、利用料金）」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 指定管理者は、第7条第1項の許可（別表第2に係るものに限る。）を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

(1) 前項第1号から第3号までに該当したとき。

(2) 利用料金を指定した日までに納付しなかったとき。

第10条を第15条とし、同条の次に次の2条を加える。

(免責)

第16条 第14条第2項若しくは第3項の規定により利用を禁止した場合又は前条の規定により許可を取り消した場合に生じた損害に対しては、市及び指定管理者は責を負わない。

(費用負担)

第17条 安曇野市豊科交流学習センターの管理等に要する費用は、指定管理者の負担とする。ただし、当該施設の大規模な改修、修繕及び備品の整備、補充等に要する費用は含まないものとする。

第9条第1号中「第5条第2項各号」を「第7条第2項各号」に改め、同条に次の2項を加える。

2 教育委員会は、センターの利用者が前項各号に掲げる行為を行い、又は行うおそれがあるときは、その利用を禁止することができる。

3 指定管理者は、安曇野市豊科交流学習センターの利用者が第1項各号に掲げる行為を行い、又は行うおそれがあるときは、その利用を禁止することができる。

第9条を第14条とし、第8条を第10条とし、同条の次に次の3条を加える。

(利用料金)

第11条 安曇野市豊科交流学習センターの施設等を利用しようとする者で、第7条第1項の許可を受けたものは、あらかじめ利用料金を納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を後納させること

ができる。

2 前項の利用料金は、別表第2に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。利用料金を変更するときも、同様とする。

3 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、特に必要と認めるときは、利用料金の全部又は一部を減免することができる。

(利用料金の還付)

第13条 納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第7条を第9条とする。

第6条中「前条第1項」の前に「安曇野市穂高交流学习センター及び安曇野市三郷交流学习センターの施設等を利用しようとする者で、」を加え、「者」を「もの」に、「別表」を「別表第1」に改め、同条を第8条とする。

第5条第1項中「別表」を「別表第1又は別表第2」に改め、「者は、」の次に「別表第1に掲げるものにあつては」を、「教育委員会」の次に「、別表第2に掲げるものにあつては指定管理者」を加え、同条第2項及び第3項中「教育委員会」の次に「又は指定管理者」を加え、同条を第7条とする。

第4条に次の1項を加える。

2 指定管理者は、特に必要と認める場合において、あらかじめ教育委員会の承認を得たときは、安曇野市豊科交流学习センターの開館時間及び休館日を変更することができる。

第4条を第6条とする。

第3条各号列記以外の部分中「センター」を「安曇野市穂高交流学习センター」に改め、同条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

(指定管理者による管理)

第3条 センターのうち、安曇野市豊科交流学习センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

2 指定管理者は、安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年安曇野市条例第20号）第4条第1項の規定によるものであって、かつ、センターの設置の目的を効果的に達成するために必要な能力を有するものとする。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 安曇野市豊科交流学习センターの利用許可に関する業務
- (2) 安曇野市豊科交流学习センターの施設、設備及び備品の維持管理に関する業務
- (3) 安曇野市豊科交流学习センターの運営に関する業務のうち、市長又は教育委員会

のみの権限に属する事務を除く業務

別表中「第6条関係」を「第7条、第8条関係」に改め、同表の2 安曇野市豊科交流学習センターの表を削り、「3 安曇野市三郷交流学習センター」を「2 安曇野市三郷交流学習センター」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第7条、第11条、第15条関係）

安曇野市豊科交流学習センター

区分		利用料金			
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
多目的交流ホール	入場料を徴収しないで利用する場合	3,240円	5,130円	5,650円	13,300円
	2,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	3,870円	6,070円	6,700円	15,920円
	2,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	4,500円	7,120円	7,850円	18,540円
	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	5,130円	8,170円	9,000円	21,260円
	5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合	5,760円	9,210円	10,160円	23,880円
多目的交流ホール (展示場として利用する場合に限る。)	入場料を徴収しないで利用する場合	1日につき 4,810円			
	2,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	1日につき 5,760円			
	2,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	1日につき 6,700円			
	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	1日につき 7,640円			

	5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合			1日につき	8,590円
学習室 1	入場料を徴収しないで利用する場合	830円	1,040円	940円	3,240円
	2,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	940円	1,250円	1,040円	3,870円
	2,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	1,150円	1,460円	1,250円	4,500円
	5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合	1,460円	1,880円	1,670円	5,760円
学習室 2、学習室 3、学習室 4、学習室 5 及び学習室 6	入場料を徴収しないで利用する場合	1室につき 410円	1室につき 520円	1室につき 470円	1室につき 1,620円
	2,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	1室につき 470円	1室につき 620円	1室につき 520円	1室につき 1,930円
	2,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	1室につき 570円	1室につき 730円	1室につき 620円	1室につき 2,250円
	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	1室につき 620円	1室につき 830円	1室につき 730円	1室につき 2,560円
	5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合	1室につき 730円	1室につき 940円	1室につき 830円	1室につき 2,880円
ホールスクリーン	1台	520円	520円	520円	1,570円
指揮台	1台	200円	200円	200円	620円
演台（花台を含む。）	1式	200円	200円	200円	620円
司会者台	1台	100円	100円	100円	310円
サスペンションライト	1式	410円	410円	410円	1,250円
フォローピンスポット	1台	1,040円	1,040円	1,040円	3,140円
放送設備（マイク1本付き）	1式	1,570円	1,570円	1,570円	4,710円

ワイヤレスマイク	1本	520円	520円	520円	1,570円
ビデオデッキ	1台	520円	520円	520円	1,570円
DVDプレーヤー	1台	520円	520円	520円	1,570円
カセットテープレコーダー	1台	520円	520円	520円	1,570円
CD・MDプレーヤー	1台	520円	520円	520円	1,570円
プロジェクター	1台	2,200円	2,200円	2,200円	6,600円
ピアノ	1台	3,140円	3,140円	3,140円	9,420円
展示ケース	1台	1日につき			1,040円

#### 備考

- 1 「入場料」とは、入場料その他これに類する料金を入場の対価として徴収するものをいう。
- 2 催物の準備行為等のために多目的交流ホールを利用するとき、又は多目的交流ホール内のステージのみを利用するときの利用料金は、指定管理者の承認を得た場合に限り、規定の利用料金に100分の50を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。
- 3 物販、広告宣伝等で施設を利用する場合は、規定の利用料金に100分の30を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を加算する。
- 4 利用時間を超過して利用する場合は、次の区分に応じた額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を徴収する。
  - (1) 午前9時以前の場合 午前9時から正午までの利用料金に時間当り100分の30を乗じて得た額
  - (2) 正午から午後1時まで（午前9時から午後5時まで又は午前9時から午後9時30分までの利用許可を受けた場合を除く。）の場合 午前9時から正午までの利用料金に100分の30を乗じて得た額
  - (3) 午後5時から午後6時まで（午前9時から午後9時30分まで又は午後1時から午後9時30分までの利用許可を受けた場合を除く。）の場合 午後1時から午後5時までの利用料金に100分の40を乗じて得た額
  - (4) 午後9時30分以降の場合 午後6時から午後9時30分までの利用料金に時間当り100分の35を乗じて得た額

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に教育委員会が行った許可に係る使用料等の取扱いについては、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

令和2年6月1日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第53号

地方自治法の改正に伴う関連条例の整理に関する条例

(安曇野市水道事業の設置に関する条例の一部改正)

第1条 安曇野市水道事業の設置に関する条例(平成17年安曇野市条例第248号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

(安曇野市監査委員条例の一部改正)

第2条 安曇野市監査委員条例(平成17年安曇野市条例第276号)の一部を次のように改正する。

第6条及び第11条中「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改める。

(安曇野市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 安曇野市下水道事業の設置等に関する条例(平成27年安曇野市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年6月1日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘